

## 「日本の紅(あか)をつくる町」ロゴマークデザイン使用管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、白鷹町「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部(以下、「本部」という。)が作成した「日本の紅(あか)をつくる町」ロゴデザイン(以下、「デザイン」という。)について、統一感のある訴求を通じ、町内の企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けて情報発信力を高めることを目指すとともに、デザインの適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

### (ロゴマークの内容)

第2条 ロゴマークの内容は図1のとおりとする。

### (使用許可及び管理を行う機関)

第3条 本部は、デザインの使用承諾及び管理業務を白鷹町産業振興課で行うこととする。

### (使用の申請)

第4条 デザインを使用する場合は、あらかじめ白鷹町産業振興課長(以下「課長」という。)に対して、「日本の紅(あか)をつくる町」デザイン使用申請書(様式1)を提出しなければならない。ただし、次に該当する場合は、申請は不要とする。

- (1) 白鷹町が主催するイベント、本部構成団体が行う企画等において使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合

### (使用の承諾)

第5条 課長は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾するものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認められる場合は条件を付することができる。

### (使用条件)

第6条 前条の規定によりデザインの使用を承諾された者は、デザインに加工を施さず使用するものとする。

### (使用料)

第7条 デザインの使用料は無料とする。

### (使用者の責務)

第8条 デザインの使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責務は、デザインの使用者に帰するものとし、デザインの使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(使用状況の調査)

第9条 課長は、デザインの使用状況について、必要に応じて報告を求め又は検査を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第10条 課長は、デザインの使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、デザインの使用を禁止又はデザインの使用承諾を取り消すものとする。

- (1) デザインを不正に使用したとき
- (2) 第8条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告又は検査を拒み、若しくは指示に従わなかったとき
- (4) その他管理を行っている白鷹町産業振興課が取り消すことが適当と認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については管理を行っている白鷹町産業振興課で協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月30日から施行する。

図1(第2条関係)



(様式1)

「日本の紅(あか)をつくる町」デザイン使用(変更)申請書

平成 年 月 日

(あて先) 白鷹町産業振興課長

「日本の紅(あか)をつくる町」デザインを使用したいので、次のとおり申請します。

1. 申請者	(1)住所 〒  電話 ( )  (2)名称  (3)代表者  Ⓜ  (4)担当者名・連絡先(電話)
2. 使用目的	
3. 使用方法	
4. 承認番号	号 (変更の場合)
5. 使用期間	～
<p>上記の申請のとおり「日本の紅(あか)をつくる町」デザインを使用することを認めます。なお、使用にあたっては下記の事項を遵守ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. デザインに加工を施さないこと。</li><li>2. 申請内容に変更があった場合は速やかに変更申請を行うこと。</li><li>3. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。</li></ol> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>承認番号 _____ 号</p> <p style="text-align: right;">白鷹町産業振興課長</p>	